令和７年度　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

１　調整給付金（不足額給付Ⅰ・Ⅱ）の給付が始まります。

※該当者に郵送済みです。

1. 調整給付金（不足額給付Ⅰ）

当初調整給付金の算定に際し、令和５年度所得等を基にした推計額（令和６年分推計所得税額）を用いて算出したことなどにより、令和６年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた場合に、追加で当該納税者に不足分の給付を行うというものです。

1. 調整給付金（不足額給付Ⅱ）

以下の３つの条件を満たす者に対して、原則４万円を支給するものです。

イ 　所得税及び個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ

（本人として、定額減税の対象外であること）

ロ　税制上、「扶養親族」対象外（青色事業専従者・事業専従者（白色）、合計所得金額４８万円超えの者が対象）（扶養親族として、定額減税の対象外であること）

ハ　低所得者向け給付（R５非課税給付等、R６非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当してない（一体措置の上で低所得者世帯向け給付対象でないこと）

２　申請期限

　　令和７年１０月１５日から令和７年１１月１４日

３　給付

　　申請から１か月程度

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　問い合わせ先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　渡名喜村役場　総務課　給付担当

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　０９８－９８９－２００２